平成２５年（フ）第５号
千葉県旭市井戸野4269番地２　コーポ万吾台５号室
破産者　石出　玉江
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３３号
川崎市多摩区枡形６丁目19―８　スクエアーヒルズ108、住民票上の住所静岡県藤枝市志太３丁目18番９号　プレジール志太Ｂ202号
破産者　山崎　好則
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７３６号
名古屋市天白区原３丁目210番地　原ハウス１Ｂ
破産者　渡辺由美子
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２２号
愛知県常滑市大谷字坦淋25番地の１
破産者　大岩　　研
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５９号
名古屋市名東区香南１丁目103番地　猪子石南住宅４棟201号
破産者　花本　和彦
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２９号
京都市右京区嵯峨天龍寺車道町３番地２　アネックスさがタウン301
破産者　駒井　益治
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９０号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番14―202号、開始決定時の住所大阪府枚方市三栗２丁目15番23号
破産者　餃子の王将光善寺店こと　佐藤　光治
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３６号
神戸市東灘区北青木４丁目１番８―215号
破産者　由起こと　鶴岡　昭彦
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７１号
大阪市阿倍野区美章園２丁目26番11号
破産者　松本　好司
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４７８号
大阪府枚方市茄子作１丁目25番57号
破産者　吉村　一明
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６７号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目６番20―303号
破産者　川本　理絵（旧姓節和）
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５２号
大阪市城東区成育４丁目26番３号　ハイム成城208
破産者　石川　未央
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７４号
大阪市此花区四貫島２丁目23番９号
破産者　山口　房江
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８６２号
大阪市住之江区北島３丁目１番19号
破産者　北薗　忠孝
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２９号
大阪市東淀川区豊新５丁目18番６号　モモハウス豊新304号
破産者　信正　寛樹
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３２号
大阪府高槻市春日町９番５号
破産者　北山塗装こと　北山　英男
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６１号
大阪府茨木市五十鈴町20番13号　コンプリーションⅡ２Ｂ、前住所大阪府茨木市中津町２番21号の３
破産者　松岡　浩一
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３４４号
堺市西区上野芝町８丁２番７号、開始決定時の住所堺市堺区楠町１―３―26
破産者　曽根﨑竜一
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目１番２―402号
破産者　お肉のわかもとこと　若本眞左茂
１　決定年月日　平成25年10月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係